

# PTA組織改革

## 1. 組織改革のポイント

- ① **PTA加入確認** 入学説明会時に案内 \*任意団体であることを明示  
\*加入しない場合は連絡をもらう

- ② **役員選出方法** 選出方法が煩雑・不平等感

**原則は立候補を募る（対象は全会員）**

**立候補がない場合 地域ではなく2年生全対象者から選ぶ方法へ  
免除規定の統一**

役員の精選（**人数を減らす**） = 事業内容の精選との関連

- ③ **事業** **多くの人に参加する・生徒と一緒に活動できる事業を考える**  
本当に必要な事業、生徒の学校生活を支える事業を精選、**あて職の精選**  
**会費を抑える工夫** 会計の精査 市や県の補助等の活用

## 2. 改善案

- ① **事業の整理・精選** **全会員は各事業に最低1回は参加するのを原則**  
研修会はできるだけ多くの人に参加したくなる内容で  
具体的な**事業内容は年度当初に毎年決定**

【活動支援事業】「**学校行事の支援と参加**」「**教育活動の経済的支援**」

例) \* 体育祭の巡回（生徒席も含む）・保護者席の後始末

\* 文化祭の受付・保護者案内

\* ベルマーク集計 → 生徒会と日時を合わせて親子作業も

【環境安全事業】「**安全見守りと環境整備**」

例) \* 月1回の朝の挨拶運動 学校校門前およびその周辺

\* 親子校内外美化活動 体育祭前の草刈作業 地域美化活動

【親子研修事業】「**親子共学の活動**」 例) 保護者・教員・生徒と一緒に学ぶ研修会

【情報発信事業】「**広報活動**」 例) 月1回の学校HPの更新（兼HP作成講座）

【同和教育推進事業】「**市同和教育推進部との連携・事業**」 PTA 独自事業はなし

※ **〔後援会〕** 教推事業をPTAから分離して後援会として運用（事務局は教員）

- ② **役員と役割** **本部役員** 最低5名（最大10名程度まで） 人数は明記しない  
<裏面あり>

**他の役員**（地域委員・教推委員・学級委員（事業部員）等）は設けない

- 【会長】 1名 会の代表 市PTA役員（会長会） まち協評議員※
- 【副会長・会計監査】 1名 会長の補佐 総会議長 まち協評議員※
- 【事務局員】 1名 役員会・総会の司会 役員間の事務連絡
- 【同和教育推進委員】 2名 市同推事業の協力※

※まち協の評議員は辞退していく方向で折衝（PTAは保護者全員ではない）

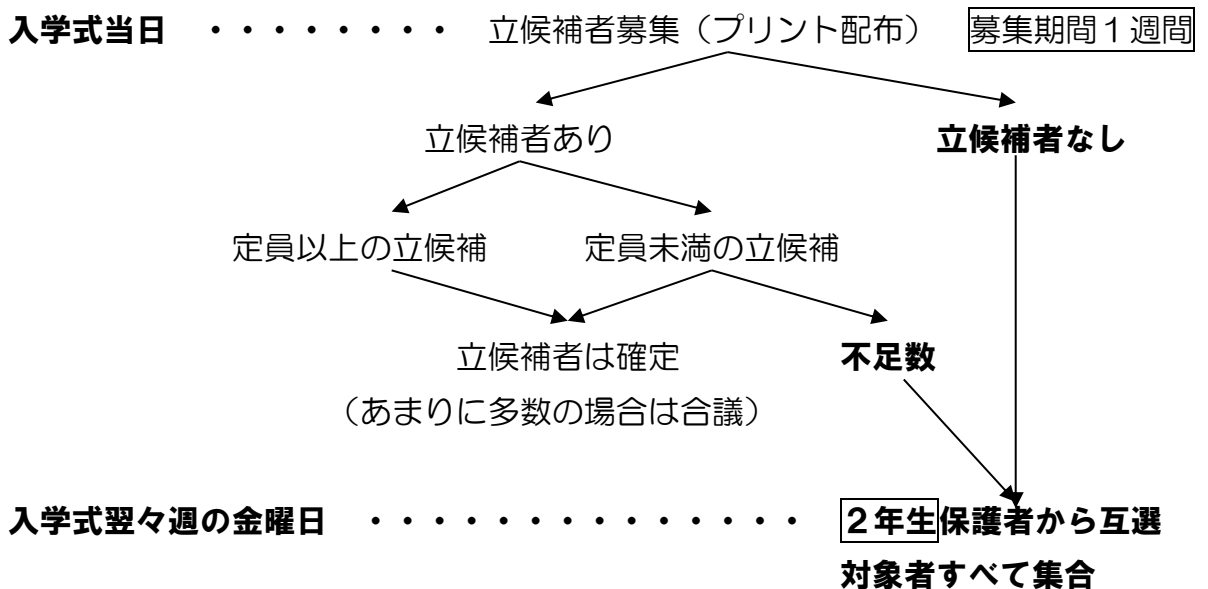
★会計は教員担当者が一括行う（会費引き落とし業務は中学校と業務委託契約）

★会議 月1回程度 各事業計画 および 事業の運営 **全役員**

★役員が多いときは仕事を細分して担当してもよい

仕事は分担して明記せず、本部役員の仕事として記載

③役員の選出 **選挙および信任投票は行わない** **希望者による役員決定を原則とする**



**★役員免除対象**

① **中学校**で過去に本部役員を経験した人

ただし、令和2年度までの役員については  
運営委員（本部役員＋各事業部長）を経験した人とする

※1 **令和2年度以前**に中学校で上記以外の役員を経験し、  
地域の内規で役員免除するとされていた人は、免除とする

② **小学校**で過去に**常任委員**を経験した人

※2 **令和2年度以前**に小学校で上記以外の役員を経験し、  
中学校での役員は免除するとされていた人は、免除とする

この規定は各小学校に知らせるとともに、令和3年度以降の役員選出についてはこれ以外の免除規定はない（適用しない）ことの周知をお願いします

④予算 予算については**事業内容に合わせて適切に改善** → **会費削減**を模索